

# 令和8年度 下石小学校いじめ防止基本方針

令和7年3月改定

土岐市立下石小学校

いじめは、子どもの心や身体を深く傷つける重大な人権侵害行為である。本校においては、特によく考えない言動によって気付かないうちに相手を傷つけることがないように心がけている。全児童が自己有用感や自己肯定感を高め、安心して生活し、学び合う環境をつくっていくために、学校・家庭・地域社会が連携し、児童一人一人の絆づくりや居場所づくりに努め、いじめの未然防止と早期解消に取り組む。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネット関係も含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1. いじめ防止等のための基本理念

いじめは、決して許されないことである。しかし、「どの児童にも、どの学校でも起こりえるものである」ことを十分認識し、教職員および保護者、家庭、地域の人々、すべての関係者が連携して未然防止と解消にあたる。

### \* 職員研修の充実：

「ほほえみと感動ある学校をめざして～いじめの未然防止のために～」(三訂版)などを活用し、いじめの事例研を行い、職員の資質向上を図る。

### \* 教育相談態勢の充実：いつでも、どこでも、誰にでも相談できる態勢づくりを行う。

### \* いじめ未然防止対策委員会（校内）の設置：

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、相談員、学年主任、学級担任、スクールカウンセラー

### いじめ対策委員会の動き（いじめをキャッチしたら）

#### < 把握すべき情報 >

- ・ 誰が誰をいじめているのか？  
(加害者と被害者の把握)
- ・ いつ、どこで起こったのか？  
(場所と時間の確認)
- ・ どんな被害を受けたのか？  
(内容)
- ・ いじめのきっかけは何か？  
(背景と要因)
- ・ いつ頃から、どの位続いているのか？  
(期間)

指導体制・方針決定

児童への指導・支援

○被害を訴える児童から、事実及び心情を十分に聴き取る。

- ・ 聴き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。

○いじめに関わったと思われる児童及び周囲の児童からの聴き取りを行う。

- ・ 5W1Hを時系列になるように記録する。
- ・ 複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。
- ・ 聴き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。
- ・ 事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
- ・ いじめられた児童に寄り添いつつ、いじめた側の児童にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。

○指導のねらいを明確にする。(被害者、加害者、周囲の児童)

- 対応する教職員の役割分担を考える。
- すべての教職員への共通理解を図る。
- 関係諸機関との連携を図る。

保護者との連携

- 被害児童へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望を持たせる指導・支援を行う。また、自信をもたせる言葉をかけ自尊感情を高める。
- いじめ側の児童に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その子の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- 当事者の問題に留めず、学級及び学年、全校の問題として捉え今後を生かす手立てを仕組む。

- ◇いじめられた側の保護者に対して
  - 発見したその日の内に家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
  - 保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
- ◇いじめた側の保護者に対して
  - 正確な事実関係を説明し、被害児童の心情を伝え、よりよい解決と加害児童の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

### \*取り組みの評価：

学校評価において、本取り組みが適切に行われているかを評価する。

「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）であり、その判断には、被害者児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 2. いじめ防止等のための施策

### (1) 早期発見早期対応

日常から児童が発する情報を見逃さず、いじめの早期発見に努める。また、定期的にいじめのアンケート調査を実施するとともに、個人面談を通して児童の悩みや保護者の不安を把握し、改善・解決にあたる。 \*いじめの認知を積極的に行う。いじめを見落とさない学校へ。

○アンケート調査の実施：記名式の心のアンケート調査（年間2回）。

保存期間：当該児童の卒業まで。また、報告書等においては5年。

○相談室、保健室、各担任（観察等）：得た情報に対してその日のうちに対応。

○職員間の情報交流・家庭との情報交換の日常化：よいこと・気になることなど、些細なことでも報告・連絡・相談。

### (2) いじめを許さない学校づくり

「いじめは絶対に許されない」ことを、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底、指導を行う。また、道徳教育・情報モラル教育の確実な推進により、幼・保・こ・小・中が連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を進める。

○入学式、始業式、PTA総会等での説明：児童・保護者へいじめについての方針説明。

○幼・保・こ・中と適宜情報交換：校長、教頭、生徒指導、教務の定期的な学校区交流会。

○情報モラル学習会の実施：児童向け・保護者向けの学習会をPTA活動と連携して行う。

### (3) 学校・家庭・地域社会と連携した取り組み

地域をあげて子どもを守り育てるために、学校や家庭、子どもの健全な育成にかかわる関係諸団体、機関等が連携し、情報交換と行動連携に努める。

○「あいさつ運動」「1家庭1実践」の継続的な取り組み：計画執行委員会中心にPTAも参加。

○地域関係諸団体との連携：地域シニア見守り隊、青少年育成協議会、民生児童委員、児童センター、公民館等との情報交流。

○地域行事への積極的な参加：公民館まつり等への参加。

## 3. 重大事態への対処（児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき等）

市教委に報告し、調査に当たる。いじめ問題への解決に向けて、市教委の指導のもと、学校・地域社会が連携を深め、社会全体で子どもの健全な育成に取り組む態勢を整える。同時に「いじめ未然防止対策委員会」を設置し、重大事案等への対処に活用する。

### \*いじめ未然防止対策委員会の開催：

いじめ未然防止対策委員に、PTA会長・副会長、市教委生徒指導担当、スクールカウンセラー、スクールロイヤー、東濃子ども相談センター所員を加える。

### \*被害児童、保護者への対応：

子どもの安全・安心を最優先した対応の仕方と方向を明示し、チームで動く。

### \*事実確認調査の実施：記名式・無記名式調査、関係者への面談による情報収集。